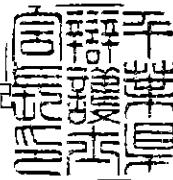


平成24年8月9日

貸金業法等の改悪に反対する意見書

千葉県弁護士会

会長 齋藤 和紀



意見の趣旨

当会は、一部国会議員を中心とした「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「利息制限法」の上限金利の引き上げ、総量規制の撤廃等の法改正の議論に対して、極めて遺憾であるとの意を表明するとともに、同趣旨の法改正に断固として反対する。

意見の理由

1 改正貸金業法完全施行による効果

近年の我が国における深刻な多重債務問題を解消するため、平成22年6月18日、出資法の上限金利の引き下げ及び年収の3分の1以上の貸付の禁止（総量規制）を目玉とする改正貸金業法（以下、改正前の貸金業の規制等に関する法律を「旧法」といい、貸金業法を「新法」という。）が完全施行された。

そして、完全施行から2年を経て、法改正時には約230万人いた多重債務者（5社以上の借入を有する者）が約44万人にまで減少し、自己破産者の数も年間17万人台から年間10万人台へと着実に減少している。

また、警察庁の統計によれば、多重債務を理由とする自殺者数は、平成19年は1973人だったのが平成23年は998人と半減している。

このように、改正貸金業新法の完全施行によって、多重債務問題の解消に向けた効果が、着実に、目に見える数字として表れ始めている。

当会においても、多重債務を理由とする自殺者の根絶を目指し、クレサラ問題に関する無料相談会や出張相談の拡充、自治体や消費者各種団体等との連携の強化、多重債務問題の正しい理解を得るための弁護士の講師派遣や出張法律相談の実施等、多重債務者の救済及びその生活再建、ヤミ金被害の救済等、総力を挙げた活動を行ってきた。

改正貸金業新法による多重債務問題解消に向けたこの大きな流れは、今後さらに強力に推し進めていかなければならないものである。

2 上限金利、総量規制見直しの動き

ところが、与野党の一部国会議員の間では、「総量規制のために借りられない人

がヤミ金に手を出して被害が広がっている。」とか、「改正新法の影響で、中小零細企業が短期の資金繰りに困っている。」などとして、金利規制や総量規制見直しという、上記多重債務問題解消に向けた流れに真っ向から対立する議論がなされている。

しかしながら、ヤミ金については、相談件数も警察の検挙件数も減少し、被害規模も小型化しており、「ヤミ金被害の増大」などというのは、全くもって客観的な裏付けに基づかない空疎な議論である。したがって、かかる議論が、上記規制の緩和を行うための立法事実と成り得ないことは明らかである。

また、正規の貸金業者から借りられない人に対する救済措置として適切な方策は、「簡単に借りられるようすること」ではなく、「高利に頼らなくとも生活できるようすること」であり、そのためのセーフティネットの再構築や相談体制の更なる拡充こそが議論されるべきである。

さらに、零細な中小企業に対する支援策として必要なのは、「短期・高利の資金」提供ではなく、総合的な経営支援策である。

そもそも、上記一部の国会議員が持ち出した議論は、旧法の改正を検討している最中に、一連の貸金業法改正の流れに反対する貸金業界が、その抵抗の際の理屈として掲げていたものであり、それが再び形を変えて出てきたものに過ぎない。そのため、かかる議論自体、新法への改正を経たことすでに排斥された議論のはずである。

3 結論

以上より、当会は、意見の趣旨記載のとおり、改正貸金業新法完全施行の成果を無にしかねない、金利規制・総量規制の緩和等の法改正に、断固反対するものである。

以 上